



# 単組新加入者教育開く

## 岡山赤十字病院従組が

去る十月十五日(十七、十六日)の両日にわたり、本部主催による初心者講習会と期を一にしたが、岡山従組においても瀬戸の海を見おろす牛窓の小高い山の家で約三十名に及ぶ新加入組合員を集め、レクリエーションを取り入れた教育を開いた。

まず第一日は三つのグループに分かれ、歌を歌い、青春について語り、また日頃の話題を気軽に語り合い、そしてゲーム、フリートークキングを夜遅くまで行った。

二日目は青山組合長が労働組合「日赤新法について」また南瀬組合長が労働三法について話し、休けい中にはフットダンスを楽しみながら昼すぎに解散した。

若人はかりの集まりであったせいか、レクを中心とした一泊研修は大好評であった。



新加入者教育参加者の記念撮影

### 1、リボン闘争の意義

組合指令によりリボン・腕章およびプレートを着用して就労している労働者は数多い。鉢巻とかゼッケンというのは珍しいが、闘争時にはないわけではない。これらを一括してリボン闘争と呼んでいるが、その目的は何であろうか。

その目的は多岐であるが、次のように分類できよう(山本吉人「リボン闘争の法的評価と労務命令の取消」ジュリスト五八八号七七頁より)。

- ① 組合要求等について再確認し、組合員相互間で団結意識をより強める。
- ② 組合が内部的争執から争議行為を行わず、ために争議行為の代替としてリボンを着用する。
- ③ 対使用者・管理者との関係において、団結力を誇示し、組合要求を理解、認識させる。
- ④ リボン等の着用が嫌悪または異和感をもつ使用者・管理者に心理的圧迫を加える。
- ⑤ 組合併存の場合、他組合員に対し、自らの要求等を知らせるとともに団結力を誇示する。
- ⑥ 第三者に対し労働の対立状況や組合要求などを知らせ、理解を求める。
- ⑦ 使用者において、第三者(顧客)にリボン着用を知られることを極度に嫌悪している事業においては、このリボン着用は、使用者に対し心理的圧迫を加え、組合要求の実現を図ることになる。

### 2、リボン闘争と判例の変遷

一、労働判例の傾向が大きく変化した代表の一つに官公労の争議行為の問題とリボン闘争があげられる。前者については、最高裁の大法廷判決自体が三版、三版している。

二、労働判例の傾向が大きく変化した代表の一つに官公労の争議行為の問題とリボン闘争があげられる。前者については、最高裁の大法廷判決自体が三版、三版している。

# リボン闘争の価と判例の推移

## 判例の傾向と問題点

リボン闘争については、これを正当とみる地裁判決が高裁によって否定され、ついでは労働命令、高裁判決にそった地裁判決によって否定され、昭和五十年代に入るとその傾向が定着したといえる。しかし、リボン闘争を不当とする法的根拠については様々であり、判例などにあられた点を整理するに次の五点になる。

- A 服装規定違反
- B 第三者との関係で業務阻害になる
- C 時間中の組合活動禁止規定に違反
- D 違法争議行為
- E 職務専念義務違反

この神戸地裁と同じ傾向のものが、⑥の①(6)名古屋地裁(昭四二・二二・八判)であるが、これも⑥の②(9)名古屋地裁(昭四四・一・三判)、⑥の③(19)名古屋地裁(昭和四七・二二・二判)によって変化している。この⑥の③は、リボン着用を示威は使用者に対して効果があり、第三者には何の効果もないとするのは注目してよかろう。

同じことは、⑥の④(11)(東京地裁)と⑥の⑤(16)

# 助-子

